

補助金等事業概要

補助事業名	コワーキングスペース利活用促進支援事業補助金
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	佐渡の玄関口である両津港周辺の賑わいの再生を目的として整備したSADO PORT LOUNGEにおいて、利活用促進及びリモートワーク等の多様な働き方の普及を推進する運営事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する
補助事業者	SADO PORT LOUNGEの運営を行う事業者
補助対象経費	SADO PORT LOUNGEを利用する市民又はイベント参加者のコワーキングスペース利用料を免除した額
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	コワーキングスペースの利用料金の免除は、1人当たり2時間までを限度
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	定額
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	コワーキングスペース1日10名の利用人数
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和4年11月11日
見直し時期	令和6年5月31日
補助終期	令和7年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 補助対象事業者が限定されているため募集しない
事業担当	（担当部署） 移住交流推進課 暮らす・働く企画係
	（電話番号） 0259-67-7153（直通）